

5-5 他都市の状況調査

市(※1、2)		札幌市	さいたま市	千葉市	相模原市	静岡市	浜松市	京都市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
名称	市(※1、2)	札幌市	さいたま市	千葉市	相模原市	静岡市	浜松市	京都市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
	対象者の範囲	札幌市国民健康保険業類似行為の補助費	さいたま市敬老マッサー治療補助要綱	千葉市はりきゆう・マッサー治療補助要綱	相模原市はりきゆう及びマッサー治療補助事業	静岡市はりきゆう・マッサー治療補助事業	高齢者社会参加促進事業(鍼灸マッサー治療、マッサージ券、バス券などから、いずれかひとつを交付)	高齢者社会参加促進事業(鍼灸マッサー治療、マッサージ券、バス券などから、いずれかひとつを交付)	京都市はりきゆう・マッサー治療補助事業	神戸市はりきゆう・マッサー治療補助事業	岡山市障害者及び高齢者はりきゆう・マッサー治療費	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	はりきゆう補助	福岡市国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者	あんま・はりきゆう補助費
	保険加入	国保被保険者	市民	市民	市民	市民	市民	市民	市民	市民	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	
	年齢	75歳未満	75歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	年度内70歳以上到達者	75歳以上	75歳以上	70歳以上	68~69歳の一人暮らしの方及び70歳以上	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者	国保被保険者・後期高齢者医療被保険者
所得	所得	制限なし	制限無し	前年の所得200万円未満	なし	なし	4月1日から交付申請時まで継続して住民登録を有する者	京都市在住の者	当年4月1日現在で神戸市在住	市民税非課税世帯	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	
	その他	なし	なし	なし	なし	なし	4月1日から交付申請時まで継続して住民登録を有する者	京都市在住の者	当年4月1日現在で神戸市在住	市民税非課税世帯	なし	後期高齢者については、市内在住者に限る。	なし	なし	
施療の種類	施療の種類	はりきゆう・あんま・マッサー・指圧・療術	あん摩、マッサー・指圧	はりきゆう・マッサー・併術	はりきゆう・あんま・マッサー・指圧	はりきゆう・マッサー	はりきゆう・あんま・マッサー・指圧	はりきゆう・あんま・マッサー・指圧	はりきゆう・あんま・マッサー・指圧	はりきゆう・マッサー・指圧	はりきゆう	はりきゆう	はりきゆう	はりきゆう	あんま・はりきゆう
	対象疾患	神経痛・神経まひ・リウマチ・関節痛・腰痛・ヘルペス・頸椎症・五十肩・膝痛症・その他関節疾患	施療の利用補助券交付事業のため対象疾患の特定なし	指定なし	指定なし	-	保険適用施療は対象外	神経痛・神経まひ・リウマチ・関節痛・腰痛・ヘルペス・頸椎症・五十肩・膝痛症・その他関節疾患の予防	神経痛・神経まひ・リウマチ・関節痛・腰痛・ヘルペス・頸椎症・五十肩・膝痛症・その他関節疾患の予防	制限なし	なし	未しょう神経疼痛及び運動器疾患	運動器疾患・末梢神経疾患	保険対象外で、疾病予防・健康増進が目的の方	本精神療術又は運動器疾患に係るもの施療回について2,800円以上のもの
補助の内容	回数	6ヶ月に4回以内	3回	年間10回以内	2,000円/枚	6回/年	1人あたり1年度につき1回限り助成券を交付	1年度4回	1年に3回以内	年間最高18枚	1会計年度に35回以内	1月10回以内	月8回、年96回以内	1年度に30回以内	
	補助額	1,600円/回	1,000円/回	800円/回	2,000円/枚	1,000円/回	6,000円分	1,000円/回	1,000円/回	1,200円/回	700円/回(日)	1,400円、2,100円(後期は1,000円/回)	1,000円/回	1,000円/回	
療養費との併給	療養費との併給	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	可	不可	不可	不可	不可	
	医師の同意	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
対象者数	対象者数	464,216人	110,370人	176,520人(推計)	97,872人	90,791人	113,807人	167,062人	271,386人	対象者数不明 心身障害者25,859人	国保284,792人 後期113,541人	383,667人	15,313枚	274,954人	
	利用者数(H24)	2,342人	1,507人	5,752人	70~79歳1,280人、80歳以上3210人	2,465人	2,113人(鍼灸マッサー券交付数)	6,124人	12,124人	高齢者2,890人 障害者787人	高齢者4,376人 (述べ人数)	41,692人	64,983人	6,921人	
H24決算額	H24決算額	95,659千円	3,528千円	37,454千円	71,713千円	7,891千円	5,111千円(事業全体)	6,905千円	35,259千円	高齢者:3,528千円 障害者:6,825千円	95,335千円	199,682千円	294,947千円	63,468千円	
	H25予算額	98,560千円	5,148千円	42,127千円	78,282千円	8,398千円	5,996千円(事業全体)	11,010千円	39,065千円	高齢者:3,786千円 障害者:7,283千円	104,350千円	240,892千円	280,432千円	84,200千円	
25年度予算総額(※3)	25年度予算総額(※3)	209,411,000千円	447,520,000千円	359,500,000千円	244,500,000千円	266,400,000千円	270,400,000千円	736,553,000千円	710,144,110千円	2,701,300,000千円	139,665,497千円	136,014,000千円	163,200,000千円	89,790,619千円	
	制度予算額/予算総額	0.047%	0.001%	0.012%	0.032%	0.003%	0.200%	0.001%	0.006%	0.004%	0.075%	0.177%	0.172%	0.094%	
人口(平成25年4月1日現在)	人口(平成25年4月1日現在)	1,927,371人	1,246,180人	962,424人	718,602人	709,561人	797,397人	1,420,373人	1,538,047人	701,923人	1,182,403人	981,174人	1,494,978人	737,294人	
	人口1人当たりの事業費	51.1円	4.1円	43.8円	108.9円	11.8円	676.7円(事業全体)	7.8円	25.4円	15.8円	88.2円	245.5円	187.6円	114.2円	

※1 仙台市・名古屋市・大阪市・堺市は施療費制度を実施していない。
 ※2 川崎市・横浜市は原簿被保険者、新潟市は水俣病認定申請者を対象とした制度がある。
 ※3 対象者が国保被保険者なら国保会計、国保と後期の被保険者なら国保会計と後期会計、市民なら一般会計の総額

施術費制度見直し状況(政令市) 1/2ページ

	札幌市	さいたま市	千葉市	相模原市	静岡市	浜松市	京都市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
見直しの有無	無	無	無	無	無	有	無	有	無	有	有	有	有
背景・理由	—	—	—	—	—	高齢者人口の増加に伴う事業費の増減が懸念されたため。	—	神戸市事務事業外郎評価委員会において見直しの対象となったため	—	施術団体からの申し入れや、要領の治療との差が生じていたため	施術師からの不正請求により	後期高齢者医療制度開始に伴うもの(国庫事業の対象から外れる後期高齢者に対する助成事業として実施)	1人あたりの利用回数及び利用者の年齢・同平均利用回数・制度開始に年度回数の変更
見直し内容	—	—	—	—	—	・平成19年度…交付金額1,000円 ・平成20年度…交付金額1,000円 ・平成21年度…交付金額1,000円 ・平成22年度…交付金額1,000円 ・平成23年度…交付金額1,000円	—	・平成20年:1000円×4回(通年) ・平成21年:(500円(市の助成)+200円(施術者負担))×6回(通年) ・平成22年:(500円(市の助成)+200円(施術者負担))×6回(通年) ・平成23年~:1000円×3回(通年)	—	1回の施術単価の増額・年度内の回数変更(事業開始当初は1回につき100円、1会計年度1人25回程度)	受取証による施術の記録化・指定取消し(後の再指定期間(5年)の指定等)	回数制限の見直し(1ヶ月に1回以内→8回以内)、自己負担額の引き上げ(1回→2回と別に320円→施術1回につき1,000円)	年度利用回数上限 96回(→H16年度) →80回(→H19年度) →60回(→H21年度) →45回(→H22年度) →30回(→H23年度) →
見直し予定有無	有	無	無	無	無	有	未定	無	無	無	無	有	無
現在の課題(見直し背景)	独自の施術制度が始まってから50年以上経過(単独で実施)のため、制度の在り方を検討する必要があり、22年度の札幌市行政評価(事業仕分け)において、「廃止」見直しと並行して、さらなる見直しが必要と判断された。	—	—	—	—	高齢者人口の急激な増加に伴い、事業費の増減が懸念されたため、高齢者を取り巻く状況(特に自立支援)への対応が急務となっている。このことから、限られた財源を効果的に配分し、重点的に取り組む必要があるため。	—	無	—	無	—	当制度を利用できる者が多く、制限の開始当初は個人事業費が定額であったことから指定対象を個人形態の事業者へ限定していたが、現状を踏まえ法人形態の事業者も対象とする方向で調整中である。	現在、国において保険者を都道府県に移行する議論がなされているため、その時点で検討する必要があると考えております。
見直し内容	・施術費制度の必要性 ・対象範囲(施術種類・対象疾患) ・制度内容(期間・回数・料金) ・法定外費との関係(直轄部分) ・医療との関係(医師の証明・医療との併用)など	—	—	—	—	交付金額の引き上げ、対象年齢の引き上げ、身体状況に成じた対象者の制限、療育の整理など、関係各部署からの様々な意見を集約し、具体的な見直し案を取りまとめている。	—	—	—	現在は見直し予定はないが、市町の国庫が単へ移された場合は、単市事業のため見直し必要性はある。	—	・指定対象の拡充(対象を個人事業のみに個人事業・法人事業にすれでも可)	—

平成24年度 施術費制度実施状況調(道内市)

市	札幌市	旭川市	函館市	釧路市	苫小牧市	帯広市	小樽市	北見市	江別市	室蘭市	岩見沢市
名称	札幌市国民健康保険医療費助成事業	高齢者三療助成事業	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	視力障害者社会参加助成
対象者の範囲	保険加入	・国民健康保険者 ・市民	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	市民
	年齢	制限なし	70歳以上	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	70歳以上
	所得	制限なし	制限なし	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	制限なし
	その他	なし	なし	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	なし
施術の種類	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧・療術	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧・療術(施術者は岩見沢市視力障害者社会参加指定者のみ)
対象疾患	神経痛・神経麻痺・肩こり・腰痛・関節痛・腱鞘炎・五十肩・腰痛症・その他	特に対象疾患なし 市で指定する視力に なると、頸項症候群・術者の鑑別を受ける 場合のみ	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	制限なし
補助の内容	回数	6ヶ月に45回以内	8回分	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	1年回6枚
	補助額	1,600円/回	4,000円 (500円券×8枚)	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	1枚700円
療養費との併給	不可	不可	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	不可
医師の同意	要	不要	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	不要
対象者数 (平成25年4月1日現在)	464,216人	75,608人	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	19,352人
利用者数(H24)	2,342人	1,168人(交付人数)	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	利用者数1,246枚
H24決算額	95,659千円	2,929千円	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	872千円
H25予算額	98,560千円	3,598千円	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	1,004千円
25年度予算総額(※1)	208,411,000千円	155,760,000千円	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	50,100,000千円
制度予算額/予算総額(H25)	0.047%	0.002%	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	0.002%
人口(平成25年4月1日現在)	1,927,371人	349,332人	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	87,976人
人口1人当たりの事業費	51.1円	10.3円	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	11.4円

※1 対象者が国民健康保険者なら国民会計、市民なら一般会計の総額

施術費制度見直し状況(道内市) 1/2ページ

	札幌市	旭川市	函館市	釧路市	苫小牧市	帯広市	小樽市	北見市	江別市	室蘭市	岩見沢市
見直しの有無	無	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
背景・理由	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
見直し内容	特段大きな変更は行っていない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
見直す予定有無	有	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現在の課題(見直し背景)	独自の施術制度が始まってから10年以上経過し、施術費制度を取り巻く環境が大きく変化したため、制度の在り方を検討する必要がある。H22年度の札幌市行政評価(事業仕分け)において、「廃止」「見直し」「移行」とあり、さらに「実害尚論」となり、さらに市としての効果等の検証が必要と判断された。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
見直し内容	・施術費制度の必要性 ・対象範囲(施術種類・対象疾患) ・制度内容(期間・回数・料金) ・法定療養費との関係(重複部分) ・医療との関係(医師の証明・医療との併用)など	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

過去の見直し(私大・総合小等技術的な改革に限る)

現在の見直し

施術費制度見直し状況(道内市) 2/2ページ

	札幌市	旭川市	函館市	釧路市	苫小牧市	帯広市	小樽市	北見市	江別市	室蘭市	岩見沢市
<p>療養費とは別に独自の施術費助成事業を設けている理由</p>	<p>昭和37年に、法定の療養費の対象が限定であったため、市民の健康・保持増進の観点から「保険適用に代わる独自事業の副設が必要」との市民からの請願があったため</p>	<p>当該制度は保険加入状況は対象要件はなく、高齢者福祉施策として、高齢者の健康保持・増進を目的として実施しているものである。</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<p>(国保加入者と後期高齢者の両者を対象としている都市)後期高齢者医療制度開始に当たり、後期高齢者を事業の対象とした理由</p>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—